

(別添1)

事業評価の結果（共通評価項目）

福祉サービス種別 保育所
事業所名（施設名） 飯綱町さみずっ子保育園

第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
I 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1 理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（保育所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。 ■ 2 理念は、法人（保育所）が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人（保育所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。 ■ 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。 ■ 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。 ■ 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。 ■ 7 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。 	・飯綱町が運営する3公立保育園としての共通の保育理念があり保育園の存在意義、使命や役割等を明確にしている。また、同じく公立保育園としての共通の保育方針が6項目定められている。更に、子どもの発達過程や地域性に合わせた公立3保育園としての分かりやすい3項目からなる保育目標があり理念や基本方針に連動している。子どもや保護者、地域との関わり、職員の姿勢などについても「飯綱町公立保育園ランドデザイン」に明記し、町のホームページにも公開されている。職員会議でも3公立保育園共通の、年度の「運営計画」を基に理念や保育方針についてふれる機会を持ち、意思統一を図っている。保育目標などが記載された「ランドデザイン」を玄関や保育室などに掲示し、誰でもわかるようにしている。保護者に向けては入園説明会でプレゼンテーションソフトを利用して説明をし、参観日に保育方針について説明する時間を設けている。「保育園のしおり」や「園だより」などにも掲載し、周知を図っている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 8 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。 ■ 9 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。 ■ 10 子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。 ■ 11 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。 	<p>・公立保育園という性格上、全体の方向性は飯綱町教育委員会で決定づけられている。担当部署のこども子育て未来室と連携して当保育園の利用者の推移予測や利用率の分析を行っており、実状に合わせてニーズに応えている。こども子育て未来室では「飯綱町人口ビジョン」に基づき役場内の各課と連携し子どもが生まれる前から切れ目なく、また、時系列的に子どもの状況を把握し、町として子育て支援センターなどで実施するなかよし広場や3公立保育園が交替で行うおひさま広場（未就園児交流事業）の利用者数も集計し、地域の現状や潜在的利用者、保育のニーズ等を把握している。こども子育て未来室として詳細な事業報告書が毎年度作成されており、現状の分析と点検がされた上で次年度以降に向けた課題が明確に示され、報告書の閲覧も可能となっている。当園として上水内保育所運営協議会で近隣町村との情報交換を行ったり、飯綱町保育所運営協議会において地域住民の方からの意見・助言を受け、運営に役立てている。</p>
			② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 12 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。 ■ 13 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。 ■ 14 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。 ■ 15 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。 	<p>・運営に関しては担当部署のこども子育て未来室の管轄で3公立保育園全体で行われており、経費については上限枠が決められている。また、有識者、民生委員等が委員になっている町保育所運営協議会において運営や管理について審議している。月に1度、町内3公立保育園の園長会と園長・主任・栄養士会を開催し、町からの要望・課題等を協議し、共有している。更に、年に1度、教育長と保育職員との面談も行われ、お互いに意見を交換する機会が確保されている。加えて、公立保育園全体の園長会等でもこども子育て未来室から運営状況や課題などの説明があり、園の朝会や職員間での回覧などで周知されている。職員の確保については利用する子どもの数を予測しており、その必要性に応じ予め採用している。地域ならではの保育園の送迎ミニバスも運行されており、運転手なども確保されている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	3 事業計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	■ 16 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	<p>・令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とする「第2次飯綱町総合計画後期基本計画」があり、多様化する地域課題に適切に対応し、「切れ目ない子育て・子育て支援」「誰もが安心していきいきと暮らすことができる社会の実現」などを「安心・健康・福祉」政策として掲げている。また、「第2期飯綱町子ども・子育て支援事業計画(令和2年度から令和6年度まで)」があり、「すべての子どもの育ちを支援します」「子育てに喜びや希望を感じられる支援をします」「地域全体で子育ての支援をします」と3つの目標を掲げ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に推進している。それぞれの目標には「施策の方向性」などが具体的に掲げられ、第一の「すべての子どもの育ちを支援します」という目標では、「保育サービス等の充実」「保育サービスを提供する体制」を上げ、効果検証が可能となっている。毎日の朝会や職員会で事業計画や問題点・課題点等を共有し、全職員が課題解決や改善に取り組んでいる。</p>
			■ 17 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。			
			■ 18 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。			
			■ 19 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。			
			② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	■ 20 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	<p>・町としての「第2次飯綱町総合計画後期基本計画」や「第2期飯綱町子ども・子育て支援事業計画」などを基に公立3保育園としてほぼ共通の運営計画を策定している。運営計画の中には「特色ある保育活動」が掲げられており、その細目として「信州型自然保育」「わくわくスポーツ(運動遊び)」「英語であそぼう」「食育」「地域の方との交流・地域行事参加」「一人一人を伸ばす関係機関との連携」「子育て事業」などの7つの項目が掲げられている。また、歳出予算として積算基礎毎に会計上の予算が詳細に組まれている。</p>
			■ 21 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。			
			■ 22 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。			
			■ 23 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。			

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	3	(2) 事業計画が適切に策定されている。	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 24 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。 ■ 25 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。 ■ 26 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。 ■ 27 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。 ■ 28 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。 	<p>・3公立保育園としてのほぼ共通の運営計画があり、その冊子には単年度の全体的な計画や年間指導計画、食育指導計画、保健計画などが盛り込まれている。また、歳出予算書もありそれに沿い運営されている。町の年度の行政報告に、なかよし広場（公共施設の開放）やおひさま広場（未就園児への園開放）、親子ふれあい教室、ファミリーサポートセンター事業などの実施状況が掲載されており、実績数値や成果・課題なども盛り込まれている。期末には事業計画や歳出予算に対する行政報告・決算報告として達成状況を振り返り、保護者アンケートの分析結果等も踏まえ次年度に向けて見直しをしている。運営計画書の様式は固定化されており、職員が作成した全体的な計画や年間指導計画等も組み込み、各園の重点的な課題やそれに関連した目標なども職員間で検討され、「特色ある保育活動」などとして集約し、毎日の朝会や職員会議で共有し、共に解決や改善に取り組んでいる。</p>
			② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。 ■ 30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。 ■ 31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。 ■ 32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。 	<p>・運営計画については保護者会や保護者役員会で説明し、ICT化としての「保育業務支援システム」が導入されてことから、スマートフォンを使ったビジュアルな「園だより」や「クラス便り」等で計画に繋がる保育の場面が見える化し、また、玄関の見やすい場所に写真などを交え掲示し、理解を促している。園として各行事に際し独自に保護者アンケートを行い、その中に必ず「保育園へのご意見・要望」の欄を設け、その結果を分析し運営に反映している。飯綱町保育所運営委員会では保護者の代表も委員となっていることから、保育園の運営計画を検討する場にも保護者が参画している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 33 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。 ■ 34 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。 ■ 35 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。 ■ 36 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。 	<p>・今回の第三者評価が2回目の受審であるが、毎年度、町職員としての人事評価シートに自らの目標を記入し、係ごとの目標を設定し、半期ごとに振り返り業績評価を行っている。「保育士の自己点検、自己評価のためのチェックリスト」があり、「保育の理念・保育観」「保育の内容」「保護者・地域社会・関係機関との関係」「保育の職務・役割分担」「保育士としての資質の向上（研修・研究活動）」「地域の子育て支援」等、200以上の項目に沿って実施し、職員はそれぞれ自己評価を集計し自らの反省点・改善点を洗い出し、その内容によって目指す方向性を見出ししている。また、それらを基に園内研修を実施し課題解決を図っている。今回の、外部の評価機関による第三者評価を受ける際に、職員一人ひとりが自己評価をし、評価結果も公開される予定となっている。</p>
			② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 37 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。 ■ 38 職員間で課題の共有化が図られている。 ■ 39 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。 ■ 40 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。 ■ 41 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。 	<p>・毎年、町職員としての人事評価シートで自己評価（年2回）を行っている。また、「保育士の自己点検、自己評価のためのチェックリスト」で保育士としての業務の遂行状況や倫理面、接遇面などの振り返りも行い、自己評価の中で浮かび上がった課題などについては当園の職員会議や3公立保育園の園長・主任会で改善策を検討し、公立保育園全職員で改善に向けて足並みを揃え取り組んでいる。園内でも未満児会、以上児会を持ち、職員会以外にも子どもについて語り合う時間を作るようにしている。改善すべき課題については優先順位を決めて計画を立て段階的に取り組むようにしている。昨年度、長野県教育委員会事務局学びの改革支援課が主管する「フィールド研修」で当園として保育の発表を行い、長野県内の保育園、認定こども園、幼稚園とのつながりができたことから、保育について話し合う機会として保育の質の向上につなげている。更に、長野県学びの改革支援課の保育者育成指標により園内研修を行い、クラス担任だけでなく、加配保育士も交代で研修を受け、実践に活かしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
Ⅱ 組織の 運営管理	1 管理者の 責任とリ ーダーシ ップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	■ 42	施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	<p>・園としての「職務分担表」が文書化されており、園長自らの職務内容として「保育園全般の運営管理、総括」「保育計画に関すること」「渉外関係」「研修関係」「労務管理」「保護者との連携」等として、職員と協力しながら課題解決に向けて取り組んでいる。また、新年度の職員会や園内研修等で職員にも自らの役割と責任を明らかにしている。保護者にも入園説明会や参観日において自らの保育方針を伝え、園だよりなどでも自らの保育観などを知らせ、信頼関係の醸成に努めている。更に、「災害時の任務分担表」や「緊急時の体制(不審者侵入への対応)」、町の保育所条例等に基づき有事の際の役割と責任が明確になっており、園長不在時は主任保育士が代行している。</p> <p>・園長は町の組織としての研修で地方公務員法等を学び、また、各種研修会に参加して法令や指針の改正等の情報を収集し、遵守すべき法令について園全体で守れるように朝礼、職員会等で周知徹底を図っている。また、労働基準法に基づき休憩や休日の確保等にも代替職員やパート職員を配置している。</p>
			■ 43		施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。		
			■ 44		施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。		
			■ 45		平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。		
			② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	■ 46	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	
			■ 47		施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。		
			■ 48		施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。		
			■ 49		施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅱ	1	(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="817 209 1570 347">■ 50 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。 <li data-bbox="817 347 1570 427">■ 51 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。 <li data-bbox="817 427 1570 566">■ 52 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。 <li data-bbox="817 566 1570 705">■ 53 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。 <li data-bbox="817 705 1570 906">■ 54 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。 	<p>・園長は保育の質の現状について「保育士の自己点検、自己評価のためのチェックリスト」を使い、職員とともに評価を実施しており、継続的に分析を行い改善に向けて指導力を発揮している。保護者アンケートも催しの都度実施し、その内容への意見・要望だけでなく、「保育園へのご意見・要望」欄を用紙に設け、その結果を職員会等で検討し、改善策について話し合っている。また、当園の日誌や年齢別の年間指導計画、月間指導計画等を確認する中で、その評価・反省についても実際の保育と照らし合わせ主任と共に把握し、職員に具体的に助言している。職員のスキルアップのため3公立保育園合同の職員研修計画及び園全体で学びたい園内研修計画の内容についても主任と相談しながらその充実を図っている。昨年度、県教育委員会事務局学びの改革支援課フィールド研修で保育の発表を行い、保育について研修、振り返りを行い、今年度はフィールド研修の「2歳児環境設定について」「5歳児保小接続について」などの研修に参加し、学んだことを園内研修として自園の活動に活かしている。更に、上水内保育所運営協議会の年齢別公開保育2歳児会場となり公開保育を行い、他園での公開保育にも参加し、不適切保育、子どもの人権、わくわくする環境構成等について研究と討議を行っている。</p>
			② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="817 906 1570 986">■ 55 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。 <li data-bbox="817 986 1570 1114">■ 56 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。 <li data-bbox="817 1114 1570 1209">■ 57 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。 <li data-bbox="817 1209 1570 1331">■ 58 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。 	<p>・人事については町教育委員会として実施されている。園長は運営や業務の実効性を高めるために、与えられた業務分担の視点から検証を行い、職員と共に改善に取り組んでいる。当園ではクラス担任、加配保育士、パート保育士、栄養士、調理員、送迎バスの運転手などが配置されており、日々の業務が効率良く行えているか休憩時間の取得や残業時間の削減等が出来ているか等にも配慮し、面談を通して職員の意向も把握し、絶えず働きやすい環境づくりを行っている。現在、0歳児と1歳児において国の保育士配置基準を上回る人員を配し、丁寧に受容的に接することができるようにしている。また、消耗品等の補充、足りない教材の手配等についても主任と共に保育士からの要望を把握しつつ優先順位を決め、経費の有効費消に努めている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	2 福祉人材の確保 ・育成	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	■ 59 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	・保育士、調理員等の配置基準があり、町教育委員会の担当部署が主管し、公立3保育園全体で正規職員、嘱託職員、子育て支援員などの確保が計画的にされている。町立子育て支援センターを中心に妊娠・出産・保育についての支援が継続的に行われており保育のニーズについての予測が十分にされ、それを見越した保育士が予め確保されている。当園でも加配保育士、朝夕パート保育士、代替保育士、代替調理員、子育て支援員などを園として確保している。人材育成という面では研修計画等に基づき公立保育園全体として研修の場が設けられ、外部研修にも参加している。看護師については町として配置されており、保健講座等の講師も務めている。採用活動については町教育委員会として行っており、短大生や大学生の就職ガイダンスに参加したり、社会人枠としての採用活動なども行っている。
			■ 60 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。			
			■ 61 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。			
			■ 62 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。			
			② 総合的な人事管理が行われている。	b	■ 63 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	・期待する職員像については「全国保育士会倫理綱領」を準用した町の「保育基本方針」があり、その中から読み取ることができる。人事基準については町の行政職と同じ基準が保育職員にも適用されており、職務に関する成果や貢献度等については人事評価シートが用いられている。また、日頃から必要に応じて園長と面談し、職員の意向等が聞き入れられるようになっており、今年度、教育長との直接の面談も個別に実施されている。今後、面談等で把握した職員の意向・希望等を専門職である保育士としての人事管理に更に活かされていくことを期待したい。
			■ 64 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。			
			■ 65 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。			
			■ 66 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。			
□ 67 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	■ 68 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。					

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	2	(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。 ■ 70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。 ■ 71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。 ■ 72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。 ■ 74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。 ■ 75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。 ■ 76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。 	<p>・年度末3月に公立3園合同の職員会議があり、勤務に関すること・勤務時間・報酬・給料・任用・休暇・各種保険等について資料に基づき説明がされている。労務管理の責任者は園長が担い、時間外勤務等の指示は園長と主任がダブルチェックしている。職員の健康と安全の確保については町として保健衛生推進委員を設置し対応しており、ストレスチェックや健康診断等が実施されている。今年度も、町教育長との直接の面談が個別に行われ、必要な時に園長との面談も随時行うことができる。福利厚生については市町村共済組合に加入しており、各種優待等を受けることができる。仕事と生活の両立という面では町の就業規則に沿い、休暇取得の促進、短時間労働の導入、時間外労働の削減などに取り組んでおり、介護や育児などの状況に応じて休暇が取得できるように配慮されている。福祉人材の確保、定着の観点から、朝夕パート保育士や休憩パート保育士の確保、育休取得時の代替保育士の配置等がされており、働き易い環境づくりに取り組んでいる。</p>
		(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。 ■ 78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。 ■ 79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。 ■ 80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。 ■ 81 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。 	<p>・期待する職員像については町の「保育基本方針」があり、その中から読み取ることができる。保育の質の現状について「保育士の自己点検、自己評価のためのチェックリスト」を使い振り返り、自分自身の保育について確認をしている。また、業績評価として人事評価シートを活用し4月に目標を記入し、半期に一度評価を行い次年度の目標に繋げている。職員一人ひとりが目標達成に向けて取り組み、達成状況を確認をする中で組織としての力を高め成果を出せるようにしている。更に、人事評価シート作成時、園長との面談の場も設けられている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	2	(3)	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 82 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。 ■ 83 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。 ■ 84 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。 ■ 85 定期的に計画の評価と見直しを行っている。 ■ 86 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。 	<p>・長野県教育委員会の「保育者育成指標」に沿って学んでおり、その指標や町の「保育基本方針」の中から期待される職員像を読み取ることができる。年度の運営計画の中に職員の研修計画が記載されており、公立3保育園合同で2ヶ月ごとのカリキュラム会を持ち、ミニ公開保育も行い、互いの保育の振り返りをしつつ保育の質の向上を目指している。また、職員は自ら希望する外部研修に参加することができ自己啓発に繋げるとともに、園内での伝達研修で学んだことを他の職員に伝え、職員間での共有を図っている。更に、県信州幼児教育支援センター主催の経験年数等に応じてのキャリアステージ研修を受講することもある。</p>
			③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 87 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。 ■ 88 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。 ■ 89 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。 ■ 90 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。 ■ 91 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。 	<p>・職員の資格の取得状況は、人事調書などで把握されている。公立保育園としての研修計画があり、新任保育士研修はもちろん、未満児担当職員研修、障がい児担当保育士研修等、職種に合わせた研修が実施されており、研修参加者の報告などを職員会で行ったり、職員会ノートに記録し閲覧できるようにしている。町職員としての研修については町担当部署より研修案内が来るため交代で参加している。外部研修に関しても町担当部署からの情報提供の回覧に加え各自情報を収集し主体的に参加しており、県教育委員会事務局信州幼児教育支援センター主催の経験年数等に応じてのキャリアステージ研修の受講も奨めている。また、長野県保育連盟の子育て塾や県大会の講演会などがオンデマンドで配信されることから、クラス担任と加配保育士全員が受講している。更に、町が県立大と提携しており、定期的に研修を受けたり、県立大生の実習などを受け入れている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	2	(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。 ■ 93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。 ■ 94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。 ■ 95 指導者に対する研修を実施している。 ■ 96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。 	<p>・実習生の受け入れを行い、将来保育士を目指す若者の育成に積極的に取り組んでいる。「実習生受け入れマニュアル」があり、学校側が園を訪問し、プログラムについての打ち合わせを行い、実習生に事前のオリエンテーションを行い、実習のねらいや希望等を聞く機会がある。また、実習の最後には振り返りをし、実習生の疑問点等が解決できるように配慮されている。実習指導者についての研修は主任者研修で実施している。町が県立大と提携しており県立大生の実習の受け入れを行っているほか、短大生、専門学校生も受け入れられている。</p>
	3 運営の 透明性の 確保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 97 ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。 ■ 98 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。 ■ 99 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。 ■ 100 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。 ■ 101 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。 	<p>・町のホームページや広報紙等で当園の概要を知ることができる。「保育園のしおり」や「運営計画」に理念、保育方針、保育目標等が掲載されている。また、町のホームページ等に公立保育園の一つとして当園も情報公開をしており、年間計画等は園内に掲示されている。第三者評価については今回が2回目の受審で、県のホームページ等を通じて公表される予定になっている。地域の人々に向けて、保育に関わるイベントなどの印刷物を園内に掲示したり配布している。昨年度は県教育委員会事務局学びの改革支援課主催のフィールド研修で発表し、また、今年度は信州やまほいくオンラインセミナーに参加するとともに発表の機会を得て、3公立保育園としての基本方針やそれぞれの園の概要を発表し、現在もいつでも閲覧できるようになっている。別途、「信州やまほいく」のポータルサイトでも写真付きで当園の活動内容の紹介を行っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅱ	3	(1)	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="817 212 929 300">■ 102 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。 <li data-bbox="817 300 929 387">■ 103 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている <li data-bbox="817 387 929 475">□ 104 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。 <li data-bbox="817 475 929 563">□ 105 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。 	<p>・町の財務規則があり、園としての職務分掌表により職員は自ら関わりのある職務において園の運営を担っている。3公立保育園毎の歳出予算があり、また、決算も文書化されている。公立保育園として県の訪問監査を定期的に受けており、町の内部監査も定期的に受け、透明性の高い適正な運営が行われている。今後、機会があれば、保育所の規模等を勘案したうえで、外部の専門家による監査支援等を活用し事業、財務等に関するチェックやその結果に基づく経営改善を実施されることを期待したい。</p>
	4 地域との交流、 地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="817 592 929 679">■ 106 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。 <li data-bbox="817 679 929 767">■ 107 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。 <li data-bbox="817 767 929 855">■ 108 子どもの個別状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。 <li data-bbox="817 855 929 943">■ 109 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。 <li data-bbox="817 943 929 1031">■ 110 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。 	<p>・公立3保育園共通の、保育指針の6番目やグランドデザインとして文書化されており、未就園児体験入園に取り組んだり、地域性を活かし身近な人や自然、物と関わり、感性豊かな子どもに育つように、地域と積極的な連携を図り、地域社会での生活体験の場を作っている。園を中心とした公共機関や名所旧跡などをイラストで描いたお散歩マップがあり、散歩中に挨拶をするなど地域の人と関わるができるようにしている。この数年のコロナ禍で自粛ぎみであったが、老人会や老人ホームの行事などに参加し、読み聞かせや太鼓演奏などのボランティア、おひさま広場(未就園児園開放)、小学生、中学生、高校生との交流(小学校訪問、職場体験、ボランティア受け入れ)、実習生の受け入れなどが再開されており、また、「信州やまほいく(信州型自然保育)」でも保護者や地域の人々と交流している。個々の子ども・保護者のニーズについては子育て支援センターを紹介し、センターと連携し、子育て支援事業に協力するとともに利用の促進を図っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	4	(1)	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	<ul style="list-style-type: none"> ■ 111 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。 □ 112 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。 □ 113 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。 ■ 114 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。 ■ 115 学校教育への協力を行っている。 	<p>・現在、中学校の家庭科の学習や高校の地域貢献授業などを通しての交流、地域の人々からのサクラボ狩りの招待、防災訓練に際しての協力、年長児の幼年消防クラブ出初式への参加の働きかけ等があり実施されている。当園として新規開設から7年目という状況の中で、今後、地域の社会資源として、また、地域社会と保育所をつなぐ柱の一つとして更にボランティアの受け入れを位置づけられたら良いのではないだろうか。そのために現在のボランティア受け入れマニュアルを更に整備し、参加を希望する方へ事前にオリエンテーションを行い、理解をいただけるようにしていくことを期待したい。</p>
		(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 116 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。 ■ 117 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。 ■ 118 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。 ■ 119 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。 ■ 120 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。 ■ 121 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。 	<p>・園の関係機関については把握しており、教育支援委員会、園長会、保小連絡会等も定期的に開かれ、課題の解決に努めている。また、町の子育て支援センターと連携し、施設開放による交流事業として「おひさま広場(未就園児の園開放)」を実施している。更に、町の教育委員会の担当部署などと連携しながら町内のネットワークに参画し町を目指す「きめ細かな切れ目のない子育て総合支援」に公立3保育園合同で取り組んでいる。園長が町教育支援委員会、町虐待等対策地域協議会、町防災災害防犯推進委員会、子ども読書推進委員会・小学校コミュニティスクール運営委員会等に委員として定期的に参加しており、地域の関係機関・団体などと共通の課題の解決に向けて協働している。見守りや支援の必要な子どもについては町保健師と連携を図ったり、保健師を通じて児童相談所などと情報を共有している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	4	(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="817 215 862 247">■ 122 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。 <li data-bbox="817 359 862 391">■ 123 （保育所） 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 <li data-bbox="817 502 862 534">■ 124 （保育所） 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。 	<p>・教育委員会の保育所運営委員会があり園長が委員として参画しており、情報の収集や意見交換を行い、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。園で行う未就園児の交流の場としての「おひさま広場」において子育て相談に応じたり、未就園児と保護者が園内外で遊んだり、幼児との交流をする中で、保育のニーズを把握している。また、就労だけでなくリフレッシュ等の様々な理由での一時預かりを受け入れている。子育て支援センターと連携し子育てに悩みを抱えている保護者、入園前の保護者への援助を行えるように体制を整備している。地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等については町の教育委員会や子育て支援センターで実施しており保育園としても協力している。</p>
			② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="817 652 862 684">■ 125 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動（地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等）を実施している。 <li data-bbox="817 796 862 828">■ 126 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。 <li data-bbox="817 940 862 971">■ 127 多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。 <li data-bbox="817 1083 862 1115">■ 128 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。 <li data-bbox="817 1227 862 1259">■ 129 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。 	<p>・「おひさま広場」や「一時預かり保育」をしたり、クリスマス会などの行事への参加の呼びかけを行い、また、子育て支援センターからの情報などで地域の子育てニーズを把握し応えている。更に、民生児童委員を入・卒園式の行事に招待した時に、園のことについて知ってもらおうとともに地域のことについての情報交換も行っている。コロナ前は地域の老人会の様々な人々との世代間交流や老人福祉施設の高齢者とのふれあいの機会も設けていた。また、各地区の育成会や公民館から依頼があれば子どもの支援についての講演や研修にも応じている。園長が町保小中高人権委員会に委員として参画しており、資料提出をするとともに研修も受けている。今年度、北信地区社会人権研修が町内で開催され、職員が参加している。町民運動会には親子で参加し、町立のアップルミュージアムの作品展に子ども達の作品を出品し、見学にも出掛ける。小・中学校や町と連携を取り、保小中防災避難避難訓練も行っており、近くの小学校体育館が避難場所になっていることから、災害時には駐車場を開放するようになっており、休日等に行われる地域の活動（子どもの地域スポーツ）などでも駐車場を無料で貸している。被災時における福祉的な支援の意味も含めて災害の際の備蓄品等も備えている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 130 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ■ 131 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ■ 132 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。 ■ 133 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。 ■ 134 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。 ■ 135 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。 ■ 136 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。 ■ 137 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。 	<p>・「保育の基本方針」「保育目標」が公立保育園3園共通の「保育のしおり」に明記されており、「一人ひとりの子どもを心から尊重する」と記されている。子どもを尊重した保育について共通の理解を持つために3公立保育園共同の「人権委員会」を設置し、方針や具体的な取り組みを議論し各園で実践している。上水内保育所運営協議会主催の公開保育では「不適切保育、人権について」取り上げ、町立保育園だけでなく地域全体で人権について考える機会を設けた。更に、県の保育専門相談員を講師として研修も行っている。保育の実践現場では「男の子だから、女の子だから」と決めつけることはなく、好きな色、好きな遊び方等、自己選択できるように自然な保育を実践している。基本方針に沿い保育士は子どもの基本的人権を保障し保育実践に活かし「みんな一緒、みんな平等」という気持ちで日々関わっている。子どもたちは、配慮が必要な子どもに自然に手を貸すことが普通であり、保育園全体が一人ひとりの子どもを尊重した保育を普通に行っている。入園説明会ではプレゼンテーションソフトを使い保育園の様子をわかりやすく説明しており、その後の1日入園でも「入園を前に」という冊子を渡し、丁寧に保育園の様子を伝えている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(1)	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 138 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。 ■ 139 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した保育が実施されている。 ■ 140 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。 ■ 141 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。 	<p>・プライバシー保護については保護者に周知しており、個人情報についても年度当初に保護者に確認し使用の範囲等に同意を得ている。また、プライバシー保護や個人情報に係わるマニュアルがあり、職員は研修や勉強会を通じてプライバシー保護や権利擁護に関する基本的な知識を理解し、実践している。訪問調査時にも年齢や発達状況に応じてプライバシーに配慮された保育が行われていた。年齢に応じて、職員から子どもに「トイレは鍵がかけられる」ことを話しており、子どもの判断で「鍵をかける、かけない」を決めている。また、トイレを使うときのマナーとして「ノックするといいな」等を伝えている。各教室に隣接し設置されているトイレは衛生的で明るく、年齢にあわせて必要なプライバシーが守られるように、扉の大きさや高さが工夫されている。</p>
		(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 142 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。 ■ 143 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。 ■ 144 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。 ■ 145 見学等の希望に対応している。 ■ 146 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。 	<p>・保育基本方針、保育目標を、公立保育園3園共通の「保育園のしおり」に記載し、「町立保育園ランドデザイン」にも保育目標や保育内容を掲載している。「保育園のしおり」「ランドデザイン」は文字も大きくカラフルで、挿し絵も使い分かりやすくなっている。また、町のホームページにもアップされており、保育園の内容をわかりやすくした印刷物もあり、町役場等に置かれている。町への移住を前提に、遠方から見学に来られる方とは事前に連絡を取り合い、いつでも受け入れられる体制を整えている。利用希望者に対する情報提供については職員会議で話し合い適宜見直しを行っている。入園説明会ではプレゼンテーションソフトで保育園の様子を説明し、1日入園では「入園を前に」の冊子を渡し保育園の様子を丁寧に説明している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(2)	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b	<input checked="" type="checkbox"/> 147 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。 <input checked="" type="checkbox"/> 148 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。 <input checked="" type="checkbox"/> 149 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 150 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。 <input type="checkbox"/> 151 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	<p>・町として事前に対象となる家庭に保育園の詳細が書かれた案内を送付している。保育の開始前には「新規入園申請」「入園継続申請」の提出依頼と確認を行い、説明会では「入園のしおり」を配布して、持ち物などについては現物を見てもらったりしている。また、町の担当課からの説明もあり保護者等が分かりやすいようにしている。「保育業務支援システム」導入時に、その運用方法の保護者向け説明会を開催し保護者が理解しやすいようにしている。今後、配慮が必要な保護者への説明については職員間で意志統一し、更に、保護者に理解してもらえるようにしていくことを期待したい。</p>
			③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	<input checked="" type="checkbox"/> 152 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。 <input checked="" type="checkbox"/> 153 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。 <input type="checkbox"/> 154 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	<p>・保育所の変更希望があった場合は保護者の同意を得た上で、変更先へ「保育要録」「家庭の調べ」等で情報提供し、保育の継続性に配慮している。保育所の利用が終了した後は、町のこども子育て未来室こども保育係が窓口となり対応する仕組みがある。卒園児については入学先の小学校に「保育要録」と「支援ファイル」を引き継いでいる。今後、町のこども子育て未来室こども保育係と協働し、保育園の変更に関する文書について共有し、園としてのフォローもできるようにしていくこと期待したい。</p>
		(3) 利用者満足の向上に努めている。	① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	<input checked="" type="checkbox"/> 155 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。 <input checked="" type="checkbox"/> 156 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。 <input checked="" type="checkbox"/> 157 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。 <input checked="" type="checkbox"/> 158 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。 <input checked="" type="checkbox"/> 159 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。 <input checked="" type="checkbox"/> 160 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	<p>・子どもから「もっとやりたい」「楽しかった」等の自発的な言葉を聞いたり、子どもの姿や表情、集団での動き、表情が乏しい等の様子を把握し個別の対応等を行うことで楽しく満足しているかどうかを把握している。登降園時に職員が保護者と懇談する時間を持ち、保護者から子どもの様子を聴き、園での様子を伝えている。また、子育ての悩みや保育園に対しての意見・要望等にも対応している。園バスを利用している保護者とは連絡帳を通じてやり取りを行い、家庭との連携を図っている。記名・無記名のアンケートを定期的の実施し、行事後（参観日や運動会等）のアンケートで「日ごろの園に対する意見・要望」欄も設けている。アンケート等から表出された意見は「職員会議」「3園合同の園長会議」「園長、主任、栄養士会」等の会議で検討を行い、改善に向けて具体的に対策を立てている。玄関にはアンケート入れを常設し、いつでも投函できるようにしている。更に、連絡帳でのやり取りや希望時の個別面談、参観等で保護者の満足度を把握している。加えて、園長は保護者総会や保護者役員会に出席し、直に保護者とのかかわりを持ち、利用者満足の向上に努めている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	<ul style="list-style-type: none"> ■ 161 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。 ■ 162 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。 ■ 163 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。 □ 164 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。 ■ 165 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。 ■ 166 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。 ■ 167 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。 	<p>・園では苦情解決の体制（苦情解決責任者、苦情解決窓口、第三者委員の設置）を整備して、正面玄関に掲示している。また、保護者が苦情・意見を表出しやすいように、参観日の後には記名・無記名のアンケート用紙を配布し、更に、行事後のアンケートも実施し、登降園時には職員が保護者と懇談し意見を聴いている。アンケート結果は職員会で検討して、対応策等を保育園だより「スマイル」でお知らせしている。玄関にはポストを置き「無記名」で投函することもでき、苦情を申し出やすいように工夫している。表出された苦情は園の職員会議等の場で話し合い、申し出者等に不利益にならないように配慮したうえで公表し、申し出者にも説明している。園では、保護者の意見を積極的に取り組もうとする姿勢があり、建設的に検討していることが職員インタビューや各種の記録から窺うことができた。今後、更に、苦情解決への取り組み状況を振り返るため、また、保育の質の向上に繋げるためにも、統一様式等に沿って記録をとることとファイリングすることで全職員が把握しやすくされていくことを期待したい。</p>
			② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 168 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。 ■ 169 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。 ■ 170 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。 	<p>・保護者が相談や意見を述べやすいように複数の方法と相手を自由に選択できるように環境を整備している。参観日や行事で記名・無記名のアンケート用紙を配布したり、意見箱の設置、個人面談の実施（希望者）、登降園時のかかわり、連絡帳等でのやり取りなどで信頼関係を築き、相談しやすいようにしている。5歳児相談事業後に必要に応じて案内を行い、支援会議を設け、相談に応じている。相談場所としてプライバシーが保護できるように別途部屋を設け、環境面にも配慮している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	1	(4)	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 171 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。 ■ 172 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。 ■ 173 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。 ■ 174 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。 ■ 175 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。 ■ 176 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。 	<p>・登降園時に職員が保護者に言葉掛けを行い、日頃の子どもの様子を聴いたり、園での様子を伝えている。バス登園の保護者には、連絡帳を活用し、参観日やお昼寝布団の持ち帰り、草刈り作業等で優先的に声をかける等の工夫をしている。中には子育ての悩みや保育園に対しての意見等もあり相談内容は園長、主任に報告している。相談内容によっては早急に保護者との面談の機会を設け、相談や意見の内容を把握し、組織的かつ迅速な対応を行っている。苦情・意見・相談についてのマニュアルがあり、定期的な見直しもしている。</p>
		(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 177 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネージャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。 ■ 178 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。 ■ 179 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。 ■ 180 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。 ■ 181 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。 ■ 182 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。 	<p>・リスクマネジメントに関する責任者（園長）を定め、「ヒヤリハット・けが報告」では事案ごとに日時・場所・内容を細かく記録し、発生原因を明確にし再発防止に向け検討を重ねている。必要に応じて町の教育委員会に報告し、指導を受けることもある。特に乳幼児は睡眠中、プール活動や水遊びの場面では重大事故が発生しやすい状況にあることから、「町立保育園、重大事故・緊急時対応マニュアル集」を使って、研修等を実施し、体制を整備している。また、「不審者侵入への対応」は毎月行う避難訓練の一環として組み込まれ方が一に備えている。更に、ノロウイルス発生時の対応フローや給食危機管理マニュアル、衛生管理チェックリストを活用して周知し、保育の質の向上に努めている。必要に応じて収集した事例を朝礼や職員会議で取り上げ、全体での共有と周知を図っている。遊具や備品類は一覧で管理がされており安全確認や定期的なメンテナンスが行われている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(5)	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 183 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。 ■ 184 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。 ■ 185 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。 ■ 186 感染症の予防策が適切に講じられている。 ■ 187 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。 ■ 188 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。 ■ 189 保護者への情報提供が適切になされている。 	<p>・「保育園のしおり」には感染症及び乳幼児の感染症について、感染を広げないための詳細な対策を載せて保護者へ周知している。感染症の予防や発生について、県、町からの情報や指示を受けて職員に周知し対応している。また、流行期に合わせて保護者には感染症情報として「保育業務支援システム」を使用した園だよりに感染症の症状や感染経路等を掲載し注意を喚起している。病名によって登園基準が定められており「医師の登園許可を得てからの登園」「医師の診断を受けて保護者が登園届けを提出して登園」等の手順が詳細に記されている。日常的な感染予防として、室温調整、換気、手洗い・うがいの励行、玩具について玩具消毒庫に入れて消毒する等、環境の整備や予防を行っている。感染症の予防、発生時の対応についての研修を年間研修計画に位置づけ実施し、感染症発生時のマニュアルは各保育室に置き、日々の予防と発生時に速やかに対応できるようにしている。</p>
			③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 190 災害時の対応体制が決められている。 ■ 191 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。 ■ 192 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。 ■ 193 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。 ■ 194 防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。 	<p>・災害時任務分担表により具体的な役割が明確にされている。年間の避難訓練実施計画があり毎月想定を変えて訓練（避難、通報、消火、不審者他）を実施し、園児を安全に避難誘導するため子どもたちに声を掛けながら広域避難場所を経由して散歩を行ったりしている。また、昨年10月、町の防災訓練要綱にのっとり、火災通報、救護、消火の訓練を消防署立会いでやっている。保小中高合同の「引き渡し訓練」も行い、保護者とは「保育業務支援システム」を利用し携帯電話での安否確認が可能になっている。更に、職員は地域の防災訓練や無線の取扱い、避難所設営訓練にも参加し災害時に備えている。災害時の準備として、「水」「おやつ」等の備蓄品一覧を作成している。三歳児以上児には座布団頭巾（防災頭巾）を備え、各クラスにはヘルメット、非常持ち出し袋などが準備されている。非常持ち出し袋には園児名簿（緊急連絡網）、笛、救急医薬品、お迎えカード、携帯電話等を入れ緊急時に持ち出せるようにしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 195 標準的な実施方法が適切に文書化されている。 ■ 196 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。 ■ 197 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。 ■ 198 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。 ■ 199 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。 	<p>・「運営計画」「保育計画」「保育園のしおり」等に「保育の基本方針」「保育目標」「保育実践時の留意点や子ども保護者のプライバシー保護への配慮」等が記載されており、これらに基づいた保育が実践されている。文書化された標準的な実施方法は園内研修等で周知され、日常的に活用できるようにしている。2ヶ月に1回の頻度で公立3園合同のカリキュラム会を実施し、標準的な保育についての内容を検討している。また、3公立保育園でのミニ公開保育を行い、保育を見直すことで保育の質の向上を目指している。更に、上水内保育所運営協議会主催の年齢別公開保育を行ったり、他町村の保育園の公開保育に参加し、保育のあり方などについても意見交換を行い、互いの保育を振り返ることで自らの保育を見直し、子どもについて学ぶ機会としている。</p>
			② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 200 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。 ■ 201 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。 ■ 202 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。 ■ 203 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。 	<p>・標準的な実施方法を定期的に検証し、見直しを継続的にを行い保育の質を確保し、職員の共通認識を促している。2ヶ月に1回の頻度で公立3園合同の年齢別カリキュラム会を実施し、指導計画及び保育実践の振り返り、評価、見直しを行い、年度末には次年度の運営計画の作成にあたり、全体的な計画等の検証と見直しも行っており、PDCAサイクルが機能している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	2	(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 204 指導計画作成の責任者を設置している。 ■ 205 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。 ■ 206 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。 ■ 207 (保育所) 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。 ■ 208 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。 ■ 209 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。 ■ 210 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。 ■ 211 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。 	<p>・保育の開始前には「保育児童台帳」他、町の定めた様式により情報を把握している。また、保育開始後には定期的あるいは随時アセスメントを実施し適切な保育を実践している。指導計画は全体的な計画に基づき作成されており、個別の指導計画には子どもと保護者のニーズが反映されるようになっている。計画作成時には他職種、保育所以外の関係者も参加して協議している。月案は公立3園合同で策定し、毎月、評価と振り返りを行い次月の月案に活かしている。週日案についてはクラス担任が毎週評価を実施し、園長・主任と共有している。3公立保育園合同の保健計画、食育計画も策定されておりそれに沿い指導計画にも盛り込み実施されている。支援に配慮が必要な子どもについては年3回の「はぐくみサポート」、年2回の「5歳児相談事業」で心理士、保健師、社会福祉士等、様々な立場から子どもの育ちを見ていただき、特別支援コーディネーターや町教育委員会こども子育て未来室と連携しながら支援の方法を検討するために定期的な支援会議を設けている。</p>
			② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 212 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。 ■ 213 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。 ■ 214 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。 ■ 215 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。 ■ 216 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。 	<p>・一人ひとりの子どもについて、PDCAのサイクルに沿い指導計画を継続することで一人ひとりの子どもの保育の質の向上に繋げている。また、評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、指導計画変更の手続き等を定め実施している。指導計画の見直しは2ヶ月に1回行われる3公立保育園の年齢別カリキュラム会で毎月の実践状況を振り返り、評価・見直しを行い、各園の職員会議や園内研修で共有し、次月の指導計画に活かしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	2	(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 217 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。 ■ 218 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。 ■ 219 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。 ■ 220 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。 ■ 221 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。 ■ 222 コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。 	<p>・子どもの発達状況、生活状況は町で定めた様式（保育要録）に記録し把握している。個別には「個別支援計画」を策定し職員間で共有し、実践する保育内容を定期的に振り返り、個別指導計画に基づき実施されていることを確認している。園長、主任は保育士の記入した記録を確認し必要に応じて個別に研修を行っている。また、「保育業務支援システム」の導入に伴い、従来手書きで行っていた業務の殆どが配信システムにより行われており、他の職員の記録を閲覧することも可能で、情報共有の場にもなっている。また、当園では毎日朝会を実施し、必要により子どものお昼寝の時間にも会議を開き、更に、職員間の回覧でも情報を共有している。</p>
			② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 223 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。 ■ 224 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。 ■ 225 記録管理の責任者が設置されている。 ■ 226 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。 ■ 227 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。 ■ 228 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。 	<p>・個人情報保護規定により記録の管理、保存、廃棄等の規定を定め、責任者（園長）を設置している。町の「保育基本方針」には、「保育を通じて知りえた情報や秘密を守ります」とあり職員も理解して遵守している。また、職員は「園児の個人情報とプライバシーを守るためのマニュアル」を使って研修し正しい知識を身につけている。パソコンやタブレット端末は鍵のある場所で保管し家には持ち帰らないようにし、職員毎にIDやパスワードがあり、個人情報保護についての管理体制が整備されている。保護者とは、年度の初めに、個人情報の取り扱いについての使用目的・条件・管理について明記された同意書を取り交わしている。</p>